

流山市農業委員会
平成26年第2回
総会議事録

平成26年2月24日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成26年第2回総会議事録

1 期 日 平成26年2月24日(月)

2 場 所 流山市ケアセンター第1研修室

3 議長名 高市 正義

4 署名委員 6番 豊島 啓行 7番 青野 直

5 出席委員(12名)

1番 小嶋 悦子	2番 小倉 節子
3番 山崎 日出男	6番 豊島 啓行
7番 青野 直	8番 水野 敬久
9番 中村 敏則	11番 根本 隆
12番 小林 常男	13番 須郷 英夫
15番 石井 勇	16番 高市 正義

6 欠席委員(4名)

4番 中村 彰男	5番 酒巻 孝美
10番 大作 榮	14番 水代 啓司

7 書記名 臨時職員 中里 友希

8 事務局 局長 岡田 一美 次 長 吉田 勝実
係 長 田村 敏一

9 会議目次

(1) 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)	2
(2) 議案第7号 農用地利用集積計画の決定について	4
(3) 報告第5号 合意解約の通知について	9
(4) 報告第6号 専決処理の報告について	10

開会 午後3時06分

高市議長 みなさんこんにちは。

定刻よりもちょっと遅くなりましたが、始めたいと思います。

今月は週末になりますと雪ばかり降っておりまして、この辺はそんな大きな被害はなかったと思いますが、今日もニュースでやっておりますが、山梨県辺りのハウスでは8割ぐらいが潰れたみたいなことをニュースで報じておりました。また、東北辺りからですね、雪かきの応援にきて、かなりの自衛隊が入っておりました。今年は雪が多いようでございますので、十分お気をつけてもらいたいと思っております。

また、野菜の方もですね、大分ほうれん草が昨年あたりからすると何倍ということがニュースで言われておりますが、葉物類がかなり影響を及ぼしているようでございます。この辺は大根とか、或いは葉物類、ネギがですね、大分影響が出ているようでございます。今後、雪害といいますか、雪の降るときは前もって十分注意してもらいたいと、そのように思います。

それでは、ただ今から平成26年第2回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は16名中4名の欠席となっております。定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

なお、5番、酒巻委員、14番、水代委員はJAの関係で休ませていただきたいと、このようなことでございます。それから4番、中村委員、10番、大作委員は体調をちょっと崩したようでございますのでお休みになるということでございます。

次に、総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。

6番、豊島委員、7番、青野委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、中里臨時職員を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。吉田次長。

吉田次長 お手元に配布させていただきました議案書の会議目次を御覧ください。本日御審議いただく案件は、議案第6号の「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」から議案第7号の「農用地利用集積計画の決定について」までの2議案について御審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第5号の「合意解約の通知について」から報告第6号の「専決処理の報告について」までの2項目について御報告をさせていただきます。

きたいと存じます。

御説明は以上です。よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。

これより議事に入ります。

高市議長 それでは、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の1ページを御覧ください。

議案第6号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成26年2月24日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の5条許可申請は、恒久転用が1件です。

初めに、権利者につきましては、松戸市新松戸にお住まいの方で、申請がありました土地は、流山市西深井の畑1筆で、面積は1,322㎡です。

次に、転用目的につきましては、太陽光発電設備を設置し、電力会社へ売電を行いたいというものです。議案案内図は1ページと2ページです。今月の5条許可申請は以上の1件です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審査結果について報告を求めます。須郷委員長。

須郷委員長 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件であります。

本案については、現地調査と権利者及び義務者からのヒアリングを行っております。

はじめに、移転の原因につきましては賃貸借で、転用目的は太陽光発電設備を設置し、電力会社へ20年間にわたり売電事業を行うものであります。

次に、申請理由ですが、再生可能エネルギーの対象となる太陽光発電は国が事業を推進していること。また、太陽光発電事業の運営については、事業収益が見込めること。などから、当該施設の建設について検討していたところ、仕事の関係で知人でもあった義務者の方から農地を借りることができるようになったため、今回の申請に至ったというものであります。

次に、農地区分ですが、申請地は、東武野田線運河駅の南西約800メートルに位置し、周囲は住宅等が連たんしている区域内にある農地で、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、利用計画ですが、設置される太陽光発電施設につきましては、出力245ワットの太陽電池モジュール216枚を架台に設置する施設を整備するもので、49.5キロワットの出力を得る予定です。

なお、隣接農地への被害防除対策として、申請地には、雑草の繁茂を防ぐため、防草シートを敷き、雨水は、敷地内に自然浸透する箇所を設けるとのことです。

また、土砂等の流出対策として、東側はブロック積、南側、西側は波板を設置する計画となっております。

次に、資金計画についてですが、設置費及び外構工事費が約2,170万円、土地賃借料が20年間分で450万円であります。これを、借入金1,950万円と、残りの670万円は自己資金で賄う計画で、法人事業所からの融資証明及び金融機関発行の残高証明書が添付されておりました。

次に、他法令については、該当はありませんが、電力の売電に伴う国と電力会社との協議につきまして、経済産業省関東経済産業局からは設備認定通知書が発行されております。

また、電力会社とは協議がなされております。

最後に、本案の権利者は土地所有者以外の方でありましたので、権利者からは、今後の維持管理について、また、事業終了後には現況復旧対応することなどについても確認をいたしました。また、義務者からは農業従事者不足であることや健康が不安などの事情により、申請地の貸借をすることにしたということでありました。

以上のことから、申請者からのヒアリングや現地調査などによりまして、本案の事業計画には現実性が見込まれること。また、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第6号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の2ページを御覧ください。

議案第7号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成26年2月24日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の諮問件数は、新規によるものが1件と、更新によるものが10件です。

はじめに、新規分から御説明させていただきます。

まず、1番ですが、権利者は流山市大字中野久木の方で職業は農業です。利用権を設定する土地は、流山市西深井の田4筆、面積は4,084㎡で、議案案内図は3ページです。利用権の設定期間につきましては、新規により6年間です。

続きまして議案書の3ページをお開きください。

次の2番から11番につきましては、更新分となります。

まず、2番ですが、権利者は流山市大字西深井の方で職業は農業です。利用権を設定する土地は、流山市西深井の畑4筆、面積は2,401㎡で、議案案内図は4ページです。利用権の設定期間につきましては、更新により3年間です。

次に、3番についてですが、権利者は流山市大字西深井の方で職業は農業です。利用権を設定する土地は、流山市西深井の畑2筆、面積は1,242㎡です。議案案内図は、2番と同じく4ページで、利用権の設定期間につきましては、更新により3年間です。

次に、4番ですが、権利者は流山市大字深井新田の方で職業は兼農です。利用権を設定する土地は、流山市平方の田1筆、面積は1,024㎡で、議案案内図は5ページです。利用権の設定期間につきましては、更新により3年間です。

次に4ページをお開きください。

次に、5番ですが、権利者は松戸市下矢切の方で職業は農業です。利用権を設定する土地は、流山市平方の畑4筆、面積は1,782㎡で、議案案内図は6ページです。利用権の設定期間につきましては、更新により6年間です。

次に、6番についてですが、権利者は流山市駒木台の方で職業は農業です。利

用権を設定する土地は、流山市南の畑3筆、面積は921㎡です。議案案内図につきましては7ページで、利用権の設定期間につきましては、更新により3年間です。

次に、7番ですが、権利者は流山市大字下花輪の方で職業は農業です。利用権を設定する土地は、流山市下花輪の畑3筆、面積は622㎡で、議案案内図は8ページです。利用権の設定期間につきましては、更新により3年間です。

続きまして議案書の5ページでございます。

次に、8番ですが、権利者は流山市加の方で職業は兼農です。利用権を設定する土地につきましては、流山市下花輪の畑1筆、面積は690㎡です。議案案内図は9ページで、利用権の設定期間につきましては、更新により3年間です。

次に、9番ですが、権利者は流山市中の方で職業は農業です。利用権を設定する土地につきましては、流山市古間木の畑2筆、面積は2,115㎡です。次に、議案案内図につきましては10ページで、利用権の設定期間につきましては、更新により3年間です。

次に、10番ですが、権利者は9番の権利者と同じ方で、利用権を設定する土地は、流山市古間木の畑1筆、面積は1,279㎡です。次に、議案案内図につきましても9番と同じく10ページでございます。利用権の設定期間は、更新により3年間です。

次に、11番ですが、権利者は流山市中の方で職業は農業です。利用権を設定する土地につきましては、流山市古間木の畑1筆、面積は3,030㎡です。次に、議案案内図につきましては11ページで、利用権の設定期間につきましては、更新により3年間です。

今月の利用集積計画は以上の11件です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。須郷委員長。

須郷委員長 議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が1件、更新によるものが10件であります。

最初に新規でございますが、権利者の職業は農業で年齢は67歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約1.3ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして3名であります。次に現地の状況ですが、対象農地の田は耕起済みの状態でありました。本件については、新たに6年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、更新でございます。

2番でございますが、権利者の職業は農業で年齢は70歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約3.9ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして3名であります。次に、現地の状況ですが、ハウス内では、ほうれん草が作付けされ、

他の農地ではねぎ等が作付けされておりました。本件については、賃貸借期間が満了となることから引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に3番でございますが、権利者の職業は農業で、年齢は85歳であります。また営農状況については、耕作面積が約0.6ヘクタールで、農業従事者は、権利者を含めまして3名であります。次に現地の状況ですが、対象農地の畑では、ほうれん草、ねぎが作付けされておりました。本件については、貸借期間が満了となることから引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に4番でございますが、権利者の職業は兼農で、年齢は73歳であります。また営農状況については、耕作面積が約4.1ヘクタールで、農業従事者は、権利者を含めまして3名であります。次に、現地の状況ですが、対象農地の田は耕起済みの状態でございます。本件については、貸借期間が満了となることから引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に5番でございますが、権利者は松戸市の方で、職業は農業で、年齢は64歳であります。また営農状況については、耕作面積が約2ヘクタールで、農業従事者は、権利者を含めまして3名であります。次に、現地の状況ですが、対象農地の畑は耕起済みの状態でございます。本件については、貸借期間が満了となることから引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に6番でございますが、権利者の職業は農業で、年齢は54歳であります。また営農状況については、耕作面積が約2.9ヘクタールで、農業従事者は、権利者を含めまして3名であります。次に、現地の状況ですが、対象農地の畑ではキャベツ、大根等が作付けされておりました。本件については、貸借期間が満了となることから引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に7番でございますが、権利者の職業は農業で、年齢は85歳であります。また営農状況については、耕作面積が約0.9ヘクタールで、農業従事者は、権利者を含めまして2名であります。次に、現地の状況ですが、対象農地の畑は耕起済みの状態でありました。本件については、貸借期間が満了となることから引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に8番でございますが、権利者の職業は兼農で、年齢は69歳であります。また営農状況については、耕作面積が約0.4ヘクタールで、農業従事者は、権利者を含めまして2名であります。次に、現地の状況ですが、対象農地の畑では白菜、大根等が作付けされておりました。本件については、貸借期間が満了となることから引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に9番でございますが、権利者の職業は農業で、年齢は36歳であります。また営農状況については、耕作面積が約12ヘクタールで、農業従事者は、権利者を含めまして4名であります。次に、現地の状況ですが、対象農地の畑ではわけ葱が作付けされておりました。本件については、貸借期間が満了となることから引き続き3年間

の利用権を設定しようとするものであります。

次に10番でございますが、9番の権利者と同じ方でありまして、次に、現地の状況ですが、対象農地の畑ではわけ葱が作付けされておりました。本件については、貸借期間が満了となることから引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に11番でございますが、権利者の職業は農業で、年齢は59歳であります。また営農状況については、耕作面積が約6.5ヘクタールで、農業従事者は、権利者を含めまして5名であります。次に、現地の状況ですが、対象農地の畑では、わけ葱が作付けされておりました。本件についても、3年間の利用権を設定しようとするものであります。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。よって、本案につきましては、全会一致をもって、それぞれ承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手を願いたいと思います。

7番(青野委員) まず、3番ですね、85歳の方なんですけど、3人で就農しているという非常に奇抜な方だと思っております。それから、一番若い方で9番の36歳ですね、非常に農業に精通されて、これからの農業を背負って立つ人だと思んですけども。

お聞きしたいのは、地目なんです。登記簿上は田んぼになっていて、現況は畑ということなんですけど、この辺の指導は農業委員会としてどうしているのか。その一点です。

吉田次長 農業委員会では法令業務の中で農地法に基づいてやる法令業務があります。農地法の中では田んぼ畑の区別はありません。肥培管理をしてやっていくということであれば、これは同じ農地です。この中の内訳で田んぼと畑でございますが、これは登記簿地目が何であれ現況が農地として使っていただければ、田んぼであろうが畑であろうがどちらでも是非耕作してくださいという形になります。

今回の場合、例えば9番の方、地目が田んぼになっていて、現況が畑ということで、現在は畑として耕作しているということで、地目どおりに使わなければいけないということではございませんので、農地として使っていただければ、畑でも農地ですので、一切問題はございません。

12番(小林委員) 今の質問に追加なんですけど、7番の登記簿は原野になっていて、現況は畑なんですけど、この辺の取り扱いを教えてください。

吉田次長 7番、原野の関係ですね。地目が原野ということでございます。これはですね、登記簿地目が原野になっておりますが、現況は、先ほども田から畑に変わってい

るところもございましたけれども、同様に、従前は地目が原野ということで原野だったのかもしれませんが、あくまでも農業委員会としては今現在のですね、状況、状態を見て判断していくという形になります。ですので、地目が原野ということで、それだけ見れば農地法には該当しないのですが、農業委員会でまず現況を見て農地として使える、使っているものなのかということで判断しますので、この場所については現況が畑として肥培管理、耕作されておりますので、農地法、更には農業経営基盤強化促進法、この利用集積ですね、これらの法律に当てはめて貸し借りを行っていくとこのような考え方でございます。

12番(小林委員) 7番なんですけど、農業委員会でこれを農地として登記簿上を変えとか、そういうのは無いんですか。

吉田次長 これは申請主義になろうかと思えます。あくまでも登記簿の地目をこのことによって変えてくれという指導まではできないかなと思えます。もちろん、同じ、現況と地目が合っていた方がよろしいかと思えます。ただ、この辺は持っている方の考えで申請するかどうかというふうになってくるかと思えます。

15番(石井委員) さっき、青野さんの質問で、3番の権利者、あれは娘さんが役所に勤めているもんで、それに今回の申請の畑、2筆の間には、申請者の農地があるもので、85歳ですが一生懸命にやっています。そういう関係上、おばあちゃんの名前で申請していると思えます。

7番(青野委員) それに関して、85歳ですね、農業をやっている、或いはそういう人も大勢いらっしゃると思うんですけども、こうした人たちを農業委員会として奨励をしていくようなね、何か近隣ではやっているようなところは無いんですかね。一生懸命農業に携わっていると、こういう方は健康だと思えるですよ。まあ議案とはちょっとかけ離れてますけども、関連でちょっとお聞きしたい。

高市議長 近隣じゃどうかね。東葛ではあまり聞かないけれども、奨励金なんかは出してないでしょうけど。

岡田局長 青野委員さんからの、高齢者のしかも長いこと農業に寄与されている方の奨励という意味合いから、何かの表彰みたいな形にということかと思えます。今のところこの近隣、東葛8市では、担い手、若手の担い手ということにですね、すべて頭の方がいってありまして、委員指摘のとおり御高齢の方が、しかも今も現役でやっていると、いうことはやっぱり農業という産業の功労者にもなるのかなということで、新しい視点として今ハッと気づかせられました。今まで商業者、工業者とか、そういう意味合いではですね、貢献されている方ということではあったんですけども、目から鱗ではないんですけども、そういう方も今後表彰し、やっぱり生きがいとしての表彰が与えられるようになれば、農業委員として農政課部門にこういう方いらっしゃるけれども、顕彰したらどうかと提言することも可能かと、大勢の方が、先ほど石井委員さんも仰りましたけど農地の貸し借りの関係で長老のお年寄りを代表としてここに載ってきたりはしてるん

ですが、現に御家族の方が中心で、その方、御高齢の方はどちらかという座り仕事のところに留まっている可能性が多いのかもしれませんが、それにしてもやはりあの一家を支えて、農業を支えているということでは、顕彰に値するのかなと思いますので、長期功労されているということでは進言していきたいと、市の表彰規定の中でそれが馴染むかどうか、今ちょっと手元にないものですが、一応産業の功労としてもですね、やはり自分は産業を支えているということは変わらないものですので、私は大いに今の意見は気づかせて頂いたと同時に、そのような可能性があるかどうかを進言させていただきたいと、ちょっと答えにはならないですけども、気づきという点ではありがとうございました。

高市議長 産業功労に匹敵するということであれば出しますよということですね、まだ元気があるんですから、本来であればそういうことにしてあげたいですけども、ただ産業功労として市の方でどういう取り扱いをするかはね、別問題としてこういうような人もいますよという、やっぱりね、話し合う機会もあっていいとは思いますがね。

7番(青野委員) ひとつお願いします。

高市議長 他に御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第5号「合意解約の通知について」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の7ページをお開きください。

報告第5号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

平成26年2月24日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

合意解約がされました農地は、流山市東初石六丁目の畑3筆、合計面積は594㎡で、解約通知書の受付年月日は平成26年1月8日です。

また、議案案内図につきましては、12ページとなっております。

本件の、3筆の農地についてですが、この農地は持分が各3分の1ずつで、3人の

共有名義となっていた土地でございます。この3人の共有者の内、今回の貸付け人の方は農業者年金を受給しておりますことから、御自身の持分3分の1について使用貸借の手続きを行っていたものでございます。そして、こうした中で、共有名義となっておりますこの3筆の中で、今後、それぞれの単独名義にしたいということで、5条の届出をして、共有物分割をするということになりましたことから、この5条届出の手続きに先立ちまして、合意解約が行われたものでございます。この5条届出につきましては、この後の5条届出の報告内にございます。

今月の合意解約につきましては以上の1件です。よろしくお申し上げます。
高市議長 ただ今報告がございましたが、御質問、御意見ございましたら賜ります。
(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進ませていただきます。

高市議長 次に、報告第6号「専決処理の報告について」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の8ページを御覧ください。

報告第6号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年2月24日報告

流山市農業委員長 高市 正義

初めに、1番、農地法第3条の3第1項の規定による届出です。

今月は8件で、移転の原因はいずれも相続によるものです。また、内容につきましては記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしました。

今月の農地法第3条の3第1項の届出の合計は、以上8件、41筆、29,604.34㎡、内訳は田2筆2,233㎡、畑39筆27,371.34㎡でした。

続きまして、議案書の10ページを御覧ください。

2番、農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。今月の御報告は5件で、内容につきましてはいずれも記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、転用目的別の内訳につきましては、住宅用地が4件、店舗用地とするものが1件でした。

今月の4条届出の合計は、以上5件、7筆、3,045㎡、地目別の内訳では、田が2筆、511㎡、畑が5筆、2,534㎡でした。

次に、議案書の11ページをお開きください。

3番、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月の御報告は19件で、

内容につきましてはいずれも記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別内訳につきましては、売買が13件、共有物分割が5件、使用貸借が1件でした。また、転用目的別では、住宅用地が17件、住宅用地及び私道が1件、そして私道とするものが1件でした。

今月の5条届出の合計は、以上19件、23筆、4,577㎡、地目別の内訳では、田が8筆、1,193㎡、畑が15筆、3,384㎡でした。

本件の御報告は以上です。よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただ今報告がございましたが、御質問、御意見ございましたら賜ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進ませていただきます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成26年第2回流山市農業委員会総会を終了いたします。慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後3時53分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成26年2月24日

流山市農業委員会会長高市 正義.....

流山市農業委員会委員豊島 啓行.....

流山市農業委員会委員青野 直.....